

# 特定都市河川の指定に向けた 取り組み状況について

---

# 流域治水関連法の活用(特定都市河川の指定による法的枠組の下での流域治水の推進)

- 流域治水を实践する計画・体制として、国・都道府県・市町村等の関係者の協働による遊水地等の整備、雨水貯留・浸透対策、浸水のおそれがある土地の利用等に関する計画を策定し実践する法的枠組「**流域治水関連法**」が令和3年11月1日に施行
- 特定都市河川への指定**により本枠組を活用し、実効性のある対策を実施することにより、**流域の治水安全度を向上**

**特定都市河川指定** 全国の河川へ指定拡大  
(国管理区間有：大臣指定、国管理区間無：知事指定)

**流域水害対策協議会** 計画策定・対策実施  
構成員：河川管理者、下水道管理者、都道府県、市町村等

**流域水害対策計画** 策定 浸水被害の発生を防ぐべき目標となる降雨に対し、概ね20-30年の間に実施する取組を定める

## 特定都市河川法の制度・施策等

<制度・施策等の活用主体>

- 河川管理者等
- 都道府県
- 市町村
- 民間事業者・住民等

## ■ 遊水地・輪中堤・排水機場等のハード整備

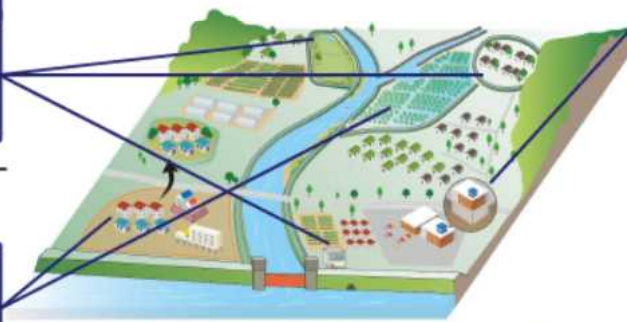
- ・流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて**整備の加速化**

## ■ 水害リスクを踏まえた土地利用規制・住まい方の工夫等

- ①**貯留機能保全区域** (洪水等を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定)
  - ・指定権者：都道府県知事等
  - ・**盛土等の行為の事前届出を義務化**
  - ・届出内容に対し、必要に応じて**助言・勧告**が可能

## ■ 雨水浸透阻害行為の許可

- ・宅地等以外の土地で行う**流出雨水量を増加させるおそれのある行為**を許可制とする
- ・対象：公共・民間、一定規模(1,000m<sup>2</sup>※)以上 ※条例で基準強化が可能
- ・**雨水貯留浸透施設の整備**を義務付け



## ■ 雨水貯留浸透施設の整備

- ②**浸水被害防止区域** (浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定)
  - ・指定権者：都道府県知事
  - ・**都市計画法上の原則開発禁止**
  - ・**住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制**とすることで安全性を確保

- ①**雨水貯留浸透施設整備計画の認定**
  - ・対象：民間事業者等が整備する施設
  - ・規模要件：≥30m<sup>3</sup> (条例で0.1-30m<sup>3</sup>の間で基準緩和が可能)
  - ・支援策：**税制優遇、国庫補助** (補助率1/2)、地方公共団体の**管理協定制**
  - ・**固定資産税の減税**：課税標準を1/6-1/2の間で**市町村の条例で定める割合に軽減** (参酌標準1/3)
- ②**国有地の無償貸付又は譲与**
  - ・流域水害対策計画に基づく施設を設置する**地方公共団体**に対し、普通財産である**国有地の無償貸付又は譲与**が可能

# 釈迦堂川流域における検討状況

---

# 釈迦堂川流域水害対策検討会の開催状況

## 開催目的・概要

- 釈迦堂川流域では、令和元年度東日本台風をはじめとした台風や集中豪雨による洪水でたびたび浸水被害が発生。そのため、令和4年3月11日に「流域治水」の取組をさらに加速することを目的に有識者、国、県、流域7市町村を委員とした「**釈迦堂川流域水害対策検討会**」を設立。釈迦堂川流域の特定都市河川指定に向け、様々な検討を進めてきた。
- 第1回検討会では、釈迦堂川流域の地形的特性や既往洪水の被害概要、取組中の治水対策について共有を図った。また流域治水の取組を更に加速させるため、特定都市河川指定の必要性を確認した。
- 第2回検討会では、釈迦堂川流域の特定都市河川指定範囲（案）、浸水被害対策の基本方針について説明、雨水浸透阻害行為の許可事務概要について説明を行った。本検討会において、**委員（有識者・県・流域自治体）と特定都市河川指定について「基本合意」が得られた。そのうえで、指定のスケジュールを令和5年度中を目標とすることで共有した。**
- 特定都市河川指定に関し、流域自治体からは、特定都市河川の指定は重要な取組であり推進して頂きたいと意見がある一方、丁寧な住民説明会や効果等についてPRを実施し、流域内の住民等に十分な理解を得られるよう配慮して頂きたいとの意見があった。

## 流域水害対策検討会等の開催状況

【開催日時】	【会議】	【検討内容】
令和4年3月11日	第1回 釈迦堂川流域水害対策検討会	・ 釈迦堂川流域水害対策検討会設立 ・ 釈迦堂川流域の概要・特性、取組中の治水対策を共有 ・ 特定都市河川指定の必要性を確認
令和4年3月15日	第4回 阿武隈川上流流域治水協議会	・ 検討会の設立について説明
令和5年2月13日	第2回 釈迦堂川流域水害対策検討会	・ 特定都市河川指定範囲（案）を公表 ・ 雨水浸透阻害行為の許可事務体制・概要説明（県） ・ 雨水浸透阻害行為の対策効果について説明 <b>委員（有識者・県・流域自治体）と特定都市河川指定について「基本合意」を得る</b>
令和5年3月2日	第5回 阿武隈川上流流域治水協議会	・ 釈迦堂川特定都市河川指定に向けた進捗説明

## 第2回検討会（WEB会議）の開催状況

- 日 時：令和5年2月13日(月)
- 開催時刻：10：00～11：30
- 場 所：対面＋WEB（須賀川市役所）
- 議 事
  - ① 釈迦堂川流域水害対策検討事項
  - ② 雨水浸透阻害行為の許可事務概要等
  - ③ 釈迦堂川浸水被害対策の基本方針
  - ④ 意見交換



## 釈迦堂川流域水害対策検討会 委員

委員長：日本大学 朝岡 良浩 教授  
 委 員：福島大学 川越 清樹 教授  
 福島大学 川崎 興太 教授  
 須賀川市・白河市・鏡石町  
 矢吹町・天栄村・西郷村・泉崎村  
 福島県・福島河川国道事務所

## 釈迦堂川流域水害対策検討会の建付

阿武隈川上流流域治水協議会

流域治水を計画的に推進するための協議・情報共有

釈迦堂川流域水害対策協議会（予定）

流域水害対策計画の策定に関する協議、実施に係る連絡調整

釈迦堂川流域水害対策検討会

釈迦堂川流域において「流域治水」の取組を加速するための検討

釈迦堂川流域では令和元年東日本台風をはじめ、度々甚大な浸水被害が発生している。釈迦堂川は、河道の特性として阿武隈川との合流点付近の河床勾配が緩やかであり、かつ、洪水の特性として阿武隈川と概ね同時刻に水位ピークを迎えることが多いため、阿武隈川本川水位の影響を受けやすい。さらに、近年の地球温暖化に伴う気候変動等の影響による豪雨災害の頻発化を踏まえ、降雨量の増加等を考慮すると釈迦堂川流域における洪水リスクは、さらなる増加が想定される。



- 本支川および上下流バランスや沿川の土地利用等を考慮しながら、流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域一体で総合的かつ多層的な浸水被害対策を行い、浸水被害の軽減を図る必要がある。
- 特定都市河川に指定することにより、これまで以上に対策を加速させることが必要である。



- 阿武隈川本川の洪水時の水位を低下させる対策として、河道掘削や遊水地整備を実施する。
- 釈迦堂川流域において、河道掘削や雨水貯留浸透施設整備等を実施し浸水被害の防止・軽減を図る。また上流域は、山林・田畑等が大部分を占めていることから、自然環境が有する多様な機能を活かした流出抑制や、貯留機能を持つ土地やため池等の保全を実施する
- これらの対策を実施することで、本川水位の影響を受けやすい釈迦堂川における背水の影響を低減するとともに、流域全体で治水安全度の向上が図られる。しかし、一部の氾濫や内水による浸水被害は残ると想定される。



- 立地適正化計画等のまちづくり計画に基づき居住誘導区域内での防災指針を設定するなど、浸水リスクの低い市街地の形成等を目指すことで流域内住民の安全確保を図る。
- 支川や内水を考慮した複合的なハザードマップの作成・周知やマイ避難計画の作成など、実行性のある避難体制の強化を図る。



これらの基本的な考え方に基づき、流域のあらゆる関係者の参画のもと、土地利用状況や地形特性等を踏まえ、①氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧、復興のための対策の3つの視点から、総合的かつ多層的な対策を講じる

# 浸水被害対策の基本方針【釈迦堂川流域】

令和5年2月13日  
第2回 釈迦堂川流域水害対策検討会

○流域治水では、流域のあらゆる関係者の参画のもと、土地利用状況及び地域特性等を踏まえ、下記の3つの視点から、浸水被害対策を総合的かつ多層的に進める。

## 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

流域全体で雨水や流水等を貯留する対策や洪水を流下させる対策、氾濫水を制御させる対策をそれぞれ実施し、効果的に組み合わせる。

- ◆河道掘削、浚渫
- ◆堤防整備
- ◆雨水貯留施設の整備、
- ◆田んぼダム整備
- ◆ため池の治水活用



河道掘削(釈迦堂川(福島県))

農業用ため池の治水整備(白河市)

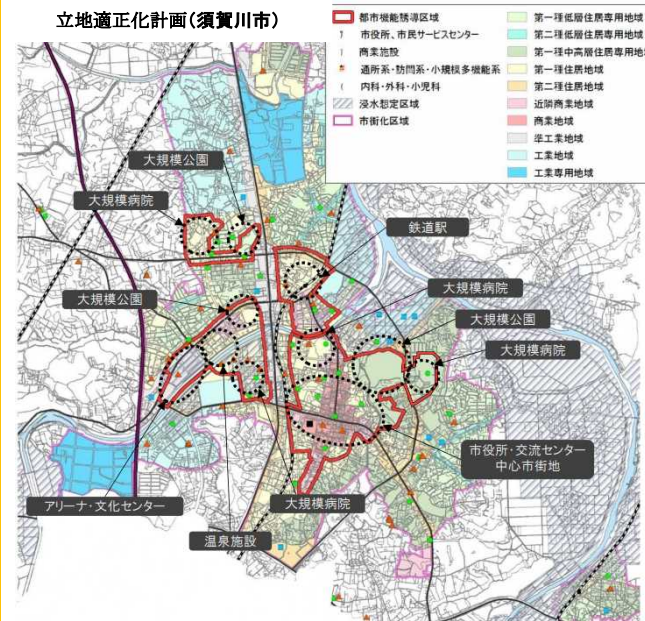


田んぼダム整備(須賀川市)

## 被害対象を減少させるための対策

立地適正化計画に基づき、居住誘導区域内での防災指針を設定し浸水リスクの低い市街地の形成を目指す。

- ◆立地適正化計画における居住誘導区域内での防災指針の策定(須賀川市)
- ◆浸水想定区域図



## 被害の軽減、早期の復旧・復興のための対策

流域全体で「避難体制の強化」「経済被害の軽減」「早期復旧・復興」等のための対策を組み合わせ、被害の最小化を図る。

- ◆ハザードマップの周知や出前講座、情報発信による住民の水害リスクに対する理解促進
- ◆洪水対策資材の提供や、マイ避難計画の普及啓発等による避難実行性の確保



土のうステーションの設置(矢吹町)  
東日本台風により浸水被害のあった区域内に、浸水想定深標示看板・実績浸水深標示看板を設置(鏡石町)



想定浸水深看板

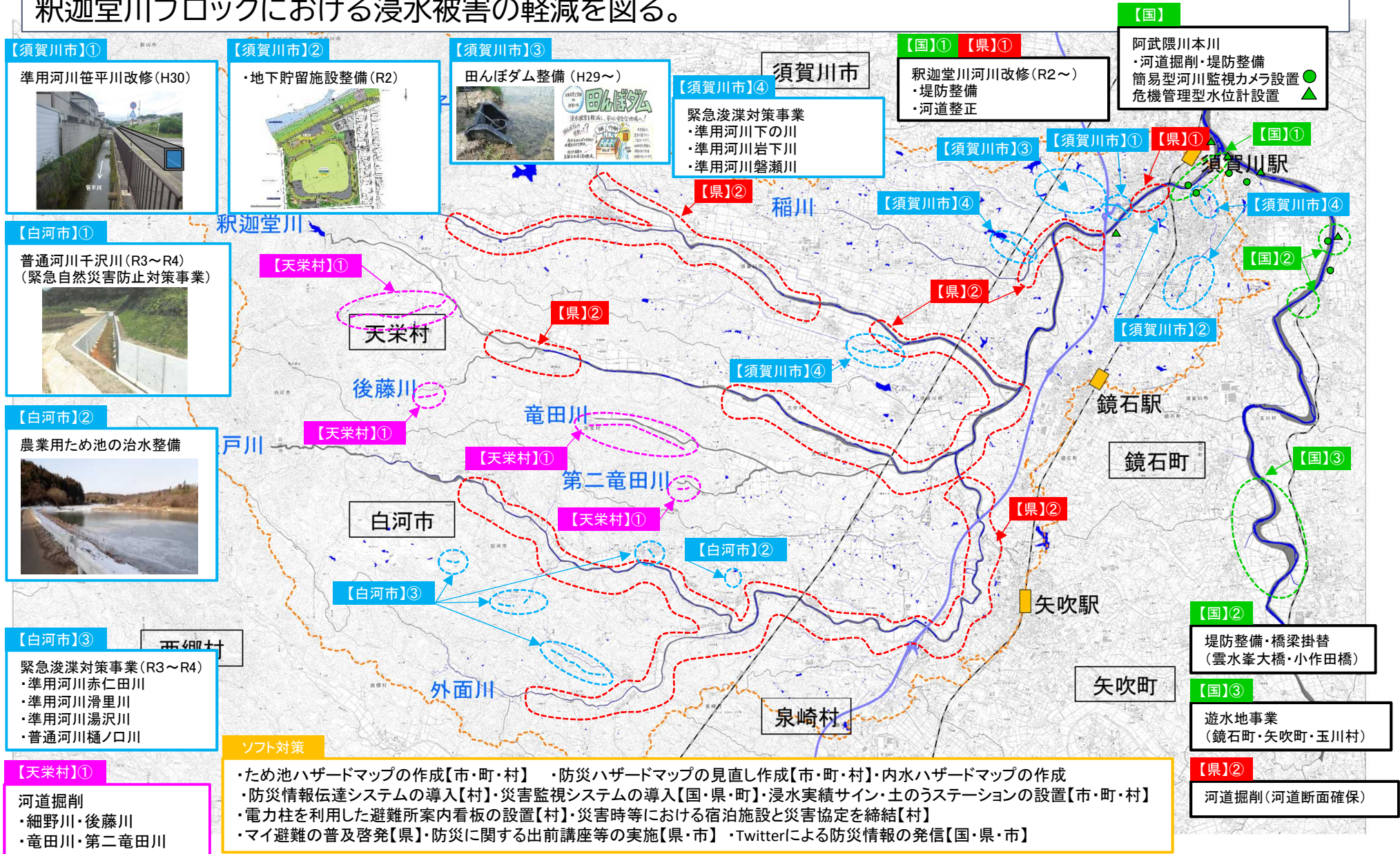


実績浸水深看板

# 釈迦堂川ブロック 流域治水対策取組位置図

令和5年2月13日  
第2回 釈迦堂川流域水害対策検討会

阿武隈川本川や支川の改修を進めるとともに、災害リスクを考慮したまちづくりにより、釈迦堂川ブロックにおける浸水被害の軽減を図る。

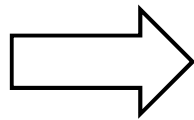


# 釈迦堂川流域の特定都市河川指定に向けた流れ

- 釈迦堂川流域の特定都市河川指定に向けた手続きとして、下記の手順を進めて行く。
- 地元住民・企業等に向けて、十分な期間を設けて事前周知を図る。

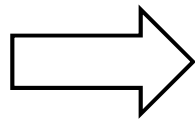
令和4年  
3月11日

第一回 釈迦堂川流域水害対策検討会



令和5年  
2月13日

第二回 釈迦堂川流域水害対策検討会



令和5年  
11月20日

法定意見聴取開始

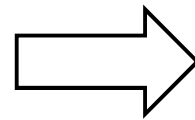
指定  
法定意見聴取

(国土交通大臣⇒  
県知事・市町村長・  
下水道管理者)

基準降雨  
法定意見聴取

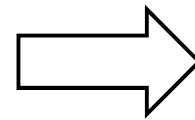
(県知事⇒  
河川管理者・  
下水道管理者)

約2週間程度



令和6年3月末予定

特定都市河川の告示・指定  
(国土交通大臣↓県知事・市町村長・下水道管理者)



釈迦堂川流域水害対策計画の策定  
釈迦堂川流域水害対策協議会設立

特定都市河川指定の事前周知



# 流域の自治体等への意見聴取を開始

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

いのちとくらしをまもる  
防災減災

Press Release

令和5年11月20日

水管理・国土保全局 治水課

水管理・国土保全局 下水道部 流域管理官

## あぶくまがわ しやかどうがわ 阿武隈川水系釈迦堂川等の特定都市河川指定に向けて 流域の自治体等への意見聴取を実施します

国土交通省では、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、阿武隈川水系釈迦堂川等の特定都市河川指定に向けた関係者※への事前の意見聴取を実施します。

※阿武隈川水系釈迦堂川等の流域をその区域に含む福島県および県内の7市町村の長、当該河川の流域に係る下水道管理者

### 1. 意見聴取の概要

- 国土交通省では、令和3年11月に全面施行された流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）に基づき、順次、特定都市河川の指定を全国の河川に拡大し、法的枠組みや新たな予算制度・税制を最大限活用した「流域治水」の取組を全国に展開することとしています。
- このたび、国土交通大臣から法第3条第8項の規定に基づき、一級河川阿武隈川水系釈迦堂川等の計9河川の流域をその区域に含む福島県及び県内の7市町村の長と、当該河川の流域に係る下水道管理者あてに特定都市河川の指定に向けた意見聴取の手続を開始しましたのでお知らせします。

### 2. 今後のスケジュール（予定）

令和5年11月～ : 流域住民への周知・広報  
令和6年3月末 : 特定都市河川等の指定（予定）

（添付資料）

別紙 阿武隈川水系釈迦堂川等の概要  
参考 法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践

問合せ先：

○河川に関すること  
水管理・国土保全局 治水課 課長補佐 野口 暁浩（内線 35-564）  
係長 泉 あかり（内線 35-538）  
代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8455

○下水道に関すること  
水管理・国土保全局 下水道部 流域管理官付 課長補佐 橋本 翼（内線 34-323）  
係長 丸山 達也（内線 34-314）  
代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8432



国土交通省東北地方整備局

Tohoku Regional Bureau  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

記者発表資料

令和5年11月20日  
福島河川国道事務所

## 福島県で“初”となる特定都市河川指定に向けた 流域の自治体等へ意見聴取を開始しますのでお知らせいたします

国土交通省では、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、阿武隈川水系釈迦堂川等の特定都市河川指定に向けた関係者※への事前の意見聴取を実施しますのでお知らせいたします。

※ 阿武隈川水系釈迦堂川等の流域をその区域に含む福島県及び県内の7市町村の長、当該河川の流域に係る下水道管理者

- 国土交通省では、令和3年11月に全面施行された流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）に基づき、順次、特定都市河川の指定を全国の河川に拡大し、法的枠組みや新たな予算制度・税制を最大限活用した「流域治水」の取組を全国へ展開することとしています。
- 釈迦堂川流域では、流域関係者で構成する「釈迦堂川流域水害対策検討会」において流域治水の推進、特定都市河川の指定について議論して参りました。  
※釈迦堂川流域水害対策検討会のこれまでの会議資料は下記リンク先をご参照ください  
[http://www.thr.mlit.go.jp/Bumon/J77101/homepage/abukuma\\_ryuikipro/index.html](http://www.thr.mlit.go.jp/Bumon/J77101/homepage/abukuma_ryuikipro/index.html)
- このたび、国土交通大臣から法第3条第8項の規定に基づき、一級河川阿武隈川水系釈迦堂川等の計9河川の流域をその区域に含む福島県及び県内の7市町村の長と、当該河川の流域に係る下水道管理者あてに特定都市河川の指定に向けた意見聴取の手続を開始しますのでお知らせします。  
※詳細については、別添資料をご参照下さい。
- 今後のスケジュール  
令和5年11月～ : 流域住民への周知・広報  
令和6年3月末 : 特定都市河川等の指定（予定）

（添付資料）

別添 阿武隈川水系釈迦堂川等の特定都市河川指定に向けて流域の自治体等への意見聴取を実施します

発表記者会

福島県政記者クラブ、福島市政記者クラブ、郡山市記者クラブ、須賀川市記者クラブ、白河市記者クラブ

【問い合わせ先】

○ 国土交通省 東北地方整備局 福島河川国道事務所  
TEL: 024-539-6127(直通)  
流域治水課長 秋田 桜彩

# 特定都市河川指定の指定に向けた事前周知(事務所HP)



須賀川流域の安心・安全な未来を目指し、福島河川国道事務所では特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）のうち、法第3条の規定に基づき、一級河川阿武隈川水系の一次支川である須賀川および須賀川流域について、令和6年3月末に特定都市河川及び特定都市河川流域の指定を目指しています。

※「特定都市河川浸水被害対策法」とは、著しい浸水被害が発生するおそれがある都市を流れる河川及びその流域自治体において、流域の浸水被害を防止するため、雨水貯留浸透施設の整備や雨水流出抑制の規制等を行い、水害に強いまちづくりを推進する法律です。

● 特定都市河川浸水被害対策法の概要（流域治水関連法）について  
 > 国土交通省 河川 流域治水関連法のページ **クリック**

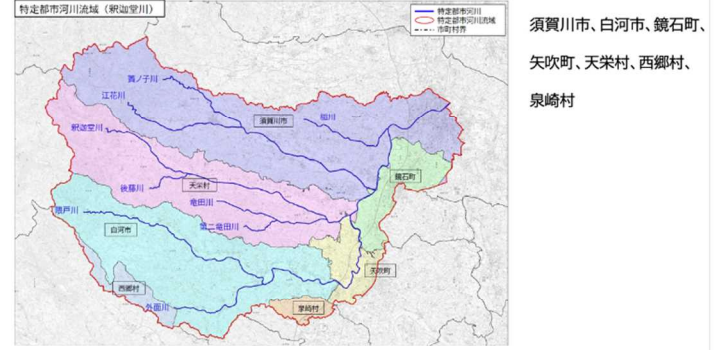
● 特定都市河川の指定制度について  
 > 国土交通省 水管理・国土保全のページ

● 特定都市河川及び特定都市河川流域の指定に向けた事前周知について  
 > 特定都市河川指定前リーフレット **クリック**

● 須賀川流域水害対策協議会  
 ◆ 阿武隈川上流流域治水協議会 **クリック**  
 ↑ 報告  
 須賀川流域水害対策協議会  
 (須賀川流域水害対策協議会) ※

※特定都市河川指定後に須賀川流域水害対策協議会を設立し、須賀川流域水害対策協議会を設立。

● 流域全体図  
 (須賀川特定都市河川及び特定都市河川流域)  
 ※下記の画像をクリックすると流域図が別ウィンドウで拡大表示します。

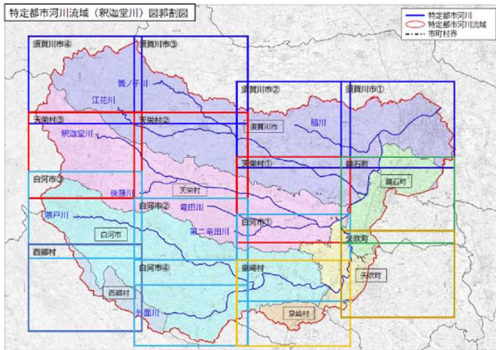


須賀川市、白河市、鏡石町、  
 矢吹町、天栄村、西郷村、  
 泉崎村

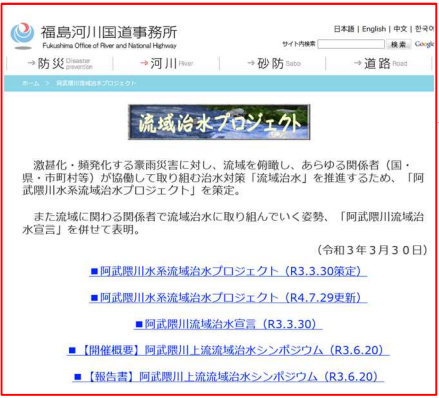
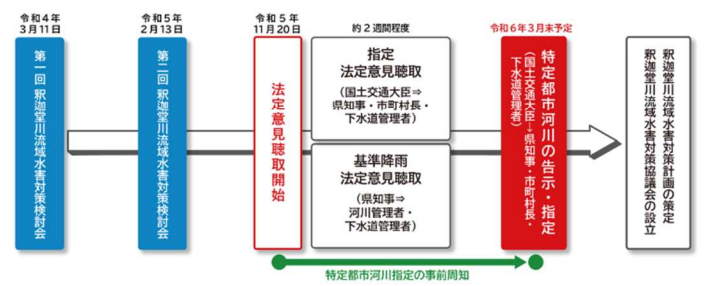


→ 次ページのリーフレットへ

※下記の画像をクリックすると詳細な流域図（国勢別図）が別ウィンドウで表示されます。



● 今後のスケジュール  
 今後、流域自治体との検討を重ねながら、周知広報を行いつつ、特定都市河川の指定に向けて準備を進めてまいります。



激甚化・頻発化する豪雨災害に対し、流域を俯瞰し、あらゆる関係者（国・県・市町村等）が協働して取り組む治水対策「流域治水」を推進するため、「阿武隈川水系流域治水プロジェクト」を策定。

また流域に関わる関係者で流域治水に取り組んでいく姿勢、「阿武隈川流域治水宣言」を併せて表明。

- 阿武隈川水系流域治水プロジェクト（R3.3.30策定）
- 阿武隈川水系流域治水プロジェクト（R4.7.29更新）
- 阿武隈川流域治水宣言（R3.3.30）
- 【開催概要】阿武隈川上流流域治水シンポジウム（R3.6.20）
- 【報告書】阿武隈川上流流域治水シンポジウム（R3.6.20）

# 特定都市河川指定の指定に向けた事前周知(リーフレットの配布)

## 釈迦堂川流域住民の生命と財産を守るため

釈迦堂川を令和6年3月末に「特定都市河川」に指定することを目指します。

～指定されると、1,000m<sup>2</sup>以上の開発を行う際は、「福島県の許可」が必要になります～

### 1. 釈迦堂川の現状

令和元年東日本台風をはじめ、釈迦堂川流域ではたびたび甚大な浸水被害を受けています。釈迦堂川の地形特性は、阿武隈川との合流点付近の河道勾配は緩やかであり、かつ流域の降雨特性は、本川と支川が概ね同時に水位ピークを迎えることが多いため、阿武隈川本川水位の影響を受けやすい形状となっています。さらに、近年の地球温暖化に伴う気候変動等の影響による豪雨災害の頻発化、激甚化を踏まえ、降雨量の増加等を考慮すると、釈迦堂川流域における洪水リスクは、さらなる増加が想定されます。

#### ■市街化による雨水流出量増大のイメージ



#### ■令和元年東日本台風による浸水被害



#### ■気候変動による降雨量の増加

気候変動シナリオ	降雨量 (河川整備の基本とする洪水規模(1/100等))
2℃上昇相当	約1.1倍

↓ 降雨量が約1.1倍となった場合

全国の平均的な傾向【試算結果】	流量	洪水発生頻度
	約1.2倍	約2倍

### 2. 釈迦堂川流域住民の生命と財産を守るため「特定都市河川」に指定することを目指します。

釈迦堂川の地域特性と今後の気候変動による降雨量の増加等を考慮し、釈迦堂川を特定都市河川に指定することで、これまで以上に実効性のある浸水被害の軽減を図る対策を進めていくことが可能となります。

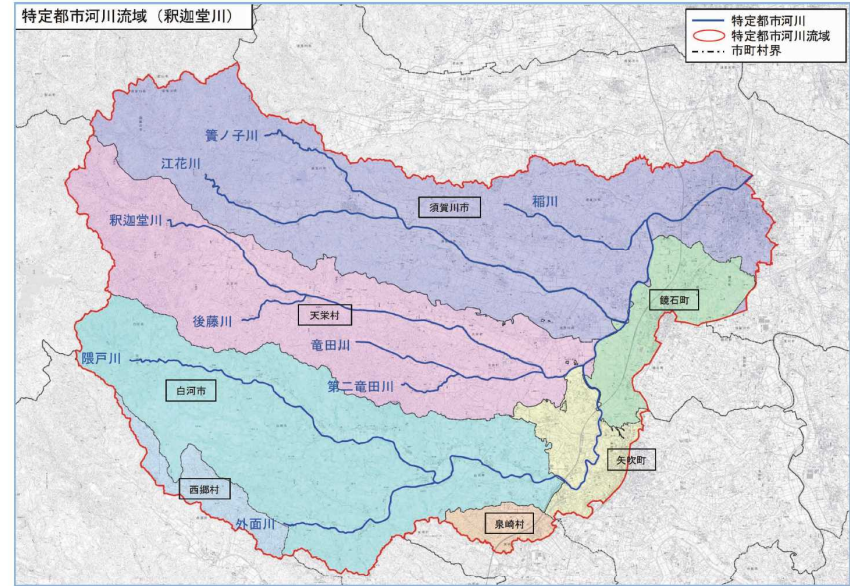
指定後、浸水被害対策を総合的に推進し、被害の防止・軽減を図るための流域水害対策計画を策定し、実行していきます。

#### ■釈迦堂川流域の対策イメージ



- 河川改修等のハード整備を加速化することができます。
- 公共・民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進することができます。
- 既存調整池を維持していくため、保全調整池として指定することができます。
- 浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に危害が生じるおそれのある土地を浸水被害防止区域に指定することができます。
- 洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を貯留機能保全区域に指定することができます。

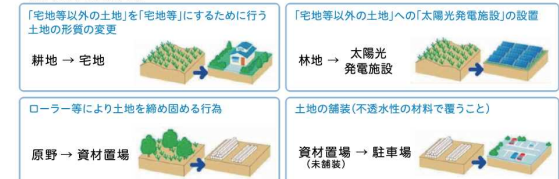
### 3. 浸水被害対策を実施していくために「特定都市河川流域」が指定されます。



### 4. 流域内で雨水の浸透を阻害する行為には「福島県の許可」が必要となります。

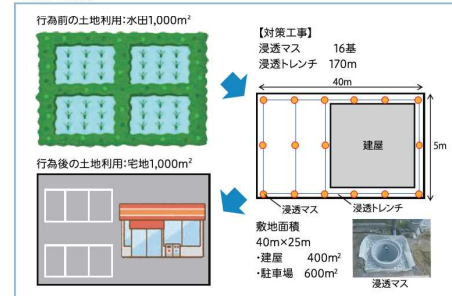
- 釈迦堂川が特定都市河川流域に指定されると、流域内の宅地等以外の土地で行う1000m<sup>2</sup>以上の雨水浸透阻害行為(土地の締め固めや開発などにより雨水がしみ込みにくくなる行為)には福島県知事の許可が必要となります。
- 許可にあたっては技術基準に従った雨水貯留浸透施設の設置が必要となります。
- 申請窓口での事前相談をお願いします。

#### ■雨水浸透阻害行為の例



対象行為については、福島県の申請窓口にご相談ください。

#### ■対策工事(例)



#### ■既に着手している行為の許可の取扱い

- 特定都市河川浸水対策法第3条に基づく特定都市河川及び特定都市河川流域の指定時点において次のいずれかに該当する行為については、雨水浸透阻害行為の許可を要しません。
- (1)既に工事に着手している行為
  - (2)都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条に規定する開発行為の許可を要する行為で、既に当該許可を受けているもの
  - (3)事業採択されている等、既に事業化されている行為
  - (4)都市計画事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業として行う行為で、既に当該事業の施行に係る認可を受けているもの

#### 【問い合わせ先】

福島県 土木部 土木企画課 TEL: 024-521-7548  
 福島河川国道事務所 流域治水課 TEL: 024-539-6127

# 逢瀬川・谷田川流域における検討状況

---

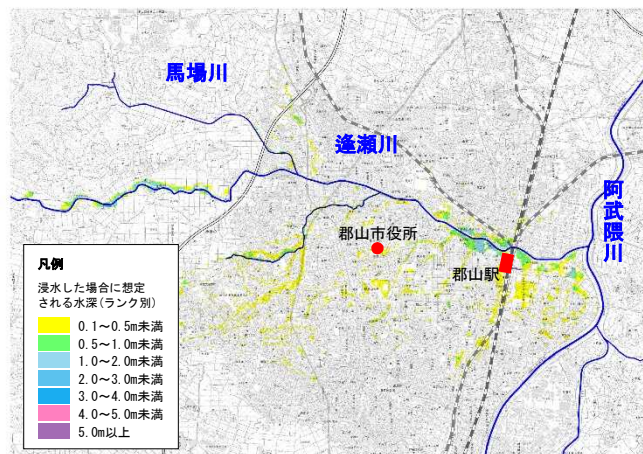


# 【福島県】特定都市河川指定に向けた取組状況

- 令和4年10月に国、県、流域市村、学識経験者で構成される「逢瀬川及び谷田川流域水害対策検討会」を設立し、流域治水の推進、特定都市河川の指定について議論。
- 令和5年8月に開催した第3回検討会において、両流域の浸水被害対策の基本方針をとりまとめ、特定都市河川の指定に向けた法手続きを進めていくことの了承を得た。
- 関係機関との事前調整が完了したことから、令和6年1月から流域市村への意見聴取を実施している。



第3回検討会開催状況



逢瀬川流域における氾濫解析結果（気候変動考慮）



特定都市河川対策イメージ（出典：国土交通省）

**基本方針：**両流域の浸水被害対策をさらに推進するために、以下の取組が必要。

- ① 現在、各計画に基づき実施している河川、下水道のハード対策については、整備計画規模の降雨に対して、氾濫の発生を防止するとともに、それを超える降雨に対しても被害を軽減する効果があるため、整備の加速化を図り、着実に取組を進めていく。
- ② 河川、下水道の管理者、流域自治体に加え、民間事業者や流域住民、農業関係者など流域の関係者全員が目標を共有し、それぞれができる流域対策を進めていく。
- ③ 浸水リスクを踏まえた土地利用の検討を進めるなど「水災害に強く、住み続けられるまちづくり」を目指す。
- ④ 気候変動に伴う降雨量の増大及び現計画におけるハード整備後も残余する浸水リスクについては、被害軽減に係る各種ソフト対策の強化に加え、浸水被害軽減に向けた具体的な対策メニューの検討を進めていく。

これらを効果的、計画的に実行していくため、特定都市河川浸水被害対策法を活用し、法定計画に基づき、浸水被害対策を進めていく。



# 【福島県】特定都市河川指定に向けたスケジュール

- 阿武隈川水系逢瀬川及び阿武隈川水系谷田川流域の特定都市河川指定に向けた手続きを、以下のとおり進めていく。
- 地元住民・企業等に向けて、十分な期間を設けて事前周知を図っていく。

